

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦北町長

公表日

令和5年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に基づき、介護保険被保険者の管理を行い、認定及び受給、給付、賦課・徴収等の事務を行う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦介護保険法に基づき、被保険者の管理並びに認定・受給・給付・賦課の事務 ⑧サービス検索・電子申請機能での受領</p>
③システムの名称	介護保険システム 収納消込システム 申請管理システム 連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者情報ファイル (2)世帯員情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一 68の項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、95、97、108、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 93、94の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 福祉課 0966-82-2511

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、94、95、117の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第5項、第3条第1項、第5項、第6条第1項、第4項、第19条第1項、第25条第3項、第30条第8項、第32条第1項、第2項、第3項、第33条第5項、第43条第3項、第44条第1項、第47条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二省令第46条、第47条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3項、第4条、第6項、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 93、94の項 ・別表第二省令第46条、第47条 	事後	
平成29年6月1日	I-5-②	一丸 喜八郎	田淵 耕一	事後	
平成29年6月1日	II-1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II-2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3項、第4条、第6項、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 93、94の項 ・別表第二省令第46条、第47条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、95、97、108、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 93、94の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-①	住民生活課	福祉課	事後	
令和1年6月25日	I-5-②	田淵 耕一	課長	事後	
令和1年6月25日	I-8	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966-82-2511	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 福祉課 0966-82-2511	事後	
令和1年6月25日	II-1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II-2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II-1	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II-2	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年12月26日	I-1-②	<p>介護保険法等の規定に基づき、介護保険被保険者の管理を行い、認定及び受給、給付、賦課・徴収等の事務を行う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦介護保険法に基づき、被保険者の管理並びに認定・受給・給付・賦課の事務</p>	<p>介護保険法等の規定に基づき、介護保険被保険者の管理を行い、認定及び受給、給付、賦課・徴収等の事務を行う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦介護保険法に基づき、被保険者の管理並びに認定・受給・給付・賦課の事務 ⑧サービス検索・電子申請機能での受領</p>	事前	
令和4年12月26日	I-1-③	介護保険システム 収納消込システム	介護保険システム 収納消込システム 申請管理システム	事前	
令和4年12月26日	II-1	令和4年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	
令和4年12月26日	II-2	令和4年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	
令和5年4月28日	I-1-③	介護保険システム 収納消込システム 申請管理システム	介護保険システム 収納消込システム 申請管理システム 連携サーバ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月28日	Ⅱ－1	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月28日	Ⅱ－2	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	I－4－②	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、95、97、108、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 93、94の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、95、97、108、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 93、94の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ－1	令和5年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ－2	令和5年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	